

福祉2計画に対する意見の概要及び意見を考慮した結果

- 1 実施期間 令和5年12月6日(水)～令和6年1月5日(金)
- 2 意見提出件数 2件(1名)
- 3 意見の内容及び意見を考慮した結果及びその理由

No.	意見の内容	意見を考慮した結果及びその理由															
1	<p>令和元年度から令和4年度までの4年間、小鹿野町から県への報告の中で、高次脳機能障害の相談は0件となっているようですが、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方を見落とししているかもしれません。</p> <p>国の基本指針に地域包括支援センターは属性や世代を問わない包括的な相談支援を担うことが期待され障害・児童など他分野と連携を図ることが重要であると記されるようになりました。</p> <p>また、介護支援専門員再研修実施要綱において脳血管疾患に関する特徴や高次脳障害が生じやすいことを理解するよう記載されるようになっていきます。</p> <p>65歳未満の方は精神障害の診断をうけて精神障害者保健福祉手帳を取得しなければ障害者控除の申請すらできません。</p> <p>このようなことから、第2号被保険者の支援にご配慮をいただければ幸いです。</p>	<p>○総合保健福祉計画 「3-2 認知症高齢者施策の推進」「(1) 認知症地域支援体制の強化」のなかで前回と同じく以下内容を掲載し対応していきます。 「若年性認知症や高次脳機能障害を含む第2号被保険者への切れ目ない支援のため障害福祉担当及び埼玉県で構築した「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」との連携も図りながら、総合的な支援に努めるとして対応します。」 県への報告内容について障害担当へ確認したところ、見落としはありません。</p>															
2	<p>令和に入ってから、皆野町と小鹿野町で、障害福祉担当課が「福祉行政報告例」「第21の3市町村における相談支援」で、埼玉県に報告した高次脳機能障害の相談人数は、以下のように推移してきています。</p> <table border="1" data-bbox="300 1464 718 1688"> <thead> <tr> <th></th> <th>皆野町</th> <th>小鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和1年度</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ひょっとしたら、小鹿野町では、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方などを見落とししているかもしれません。</p> <p>高次脳機能障害(若年性認知症)の方への相談支援体制や社会復帰に向けた支援の体制の整備をして、支援につながっていない当事者・ご家族がいない状況を作り出して下さい。</p>		皆野町	小鹿野町	令和1年度	2人	0人	令和2年度	2人	0人	令和3年度	3人	0人	令和4年度	1人	0人	<p>○障害者計画等 修正はありません。引き続き県や医療機関等と連携するとともに、障害福祉担当と介護保険担当の連携を強化し、第2号被保険者の方を含む高次脳機能障害に関する相談支援体制を確保します。相談があった際は報告をするとともに、相談内容に応じた適切な支援の提供を行います。</p>
	皆野町	小鹿野町															
令和1年度	2人	0人															
令和2年度	2人	0人															
令和3年度	3人	0人															
令和4年度	1人	0人															